

令和4年11月1日

ジェイピーツーリスト 株式会社 について（会員資格喪失）

一般社団法人全国旅行業協会

令和4年10月13日、一般社団法人 全国旅行業協会（以下「当協会」という。）は、三重県知事登録 第2 - 132号 ジェイピーツーリスト 株式会社（代表取締役 常保 昌男）（以下「同社」という。）への弁済認証に対して、弁済限度額の1,100万円を還付いたしました。同日、当協会は旅行業法に基づき、同社に対し、還付充当金（1,100万円）を請求いたしました。納付期限である令和4年10月31日までに還付充当金が納付されませんでした。従って、同社は、旅行業法第50条の規定により、令和4年11月1日付けで当協会の会員の地位を喪失いたしました。

参考 ○旅行業法(抜粋)

（還付充当金の納付等）

第50条 旅行業協会は、第四十八条第一項の規定により弁済業務保証金の還付があつたときは、当該還付に係る保証社員又は保証社員であつた者に対し、当該還付額に相当する額の還付充当金を旅行業協会に納付すべきことを通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた保証社員又は保証社員であつた者は、その通知を受けた日から7日以内に、その通知された額の還付充当金を旅行業協会に納付しなければならない。

3 保証社員は、前項に規定する期日までに第一項の還付充当金を納付しないときは、旅行業協会の社員の地位を失う。